

台風13号災害に伴う農地への漂着ごみ等の対応について

お知らせ

9月8日～9日の台風13号による被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げます。市では台風の水害による、農地内の漂着ごみ等の回収・処分を下記のとおり行います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

実施期間：令和5年10月18日から令和5年11月30日まで

対象地域

- ・白羽町（里川と支流の合流周辺の農地）
- ・高貫町（高貫川周辺及び茂宮川周辺の農地）
- ・亀作町（亀作川周辺の農地）
- ・小目町（茂宮川周辺の農地）
- ・真弓町（弁天川周辺の農地）
- ・大森町（弁天川周辺の農地）

※上記以外の地域の方は市農政課にご相談ください。



回収・処分方法

①被害のあった農地の地番，漂着ごみ等の内容，所有者又は耕作者の連絡先を

お電話にてお知らせください。

※既に市へ連絡されている方につきましては、連絡不要です。



漂着ごみ等とは？

農地外から流入した、稲わら・流木・土砂・その他の漂着物や堆積物のことです。

②漂着ごみ等を種類ごとに分別し、農地内の農道等に近い場所に集積してください。



③市が委託した業者が回収に伺います。

※回収日程は、地域の集積状況により決定します。

※漂着ごみ等は、車の通行の妨げになる道路上には集積しないようご配慮願います。

【連絡・問い合わせ先】

常陸太田市役所 農政部 農政課 農地計画係
TEL 0 2 9 4 - 7 2 - 3 1 1 1 (内線 6 1 1 ・ 6 1 2)
FAX 0 2 9 4 - 7 2 - 0 2 8 8